

亀山市告示第36号

亀山市民間保育所低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第223号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱第1条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第2条第2項中「民間保育所」を「民間保育所等」に改め、「保育所」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項に基づく認可を受けた幼保連携型認定こども園」を加え、同条第3項第3号中「「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）」を「「亀山市休日保育事業実施要綱」（平成27年亀山市告示第210号）」に改める。

第3条中「亀山市民間保育所低年齢児保育充実事業費補助金」を「亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金」に改める。

第4条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改め、同条第1号中「保育所の定員」を「当該民間保育所等の利用定員（幼保連携型認定こども園あつては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たす児童（以下この号において「対象児童」という。）の利用定員に限る。）」に、「入所児童数」を「入所児童（幼保連携型認定こども園にあつ

ては、対象児童に限る。)の数」に改め、同条第3号中「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」を「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年三重県規則第24号)」に改め、「配置基準」の次に「(幼保連携型認定こども園にあっては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成26年三重県規則第73号)第3条に規定する職員の配置基準)」を加える。

第5条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第6条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 民間保育所等の状況(第1号関係)

(2) 低年齢児保育等加配保育士の状況(第2号関係)

第6号第3号を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。



様式第2号(第6条関係)

低年齢児保育等の加配保育士の状況

施設名 \_\_\_\_\_

加配事業名	加配保育士名	加配保育士 常勤換算数 (人・月)	期間
低年齢児保育充実事業			～
			～
			～
			～
			～
			～
			～
			～
			～
			～

注1) 加配事業名は、低年齢児保育充実事業を含め、子どものための教育・保育給付や、その他の補助事業において最低保育士数を超えて保育士を配置している事業について記入する。

注2) 加配保育士常勤換算数(人・月)は、加配期間における常勤換算した保育士数を記入する。

(常勤以外の保育士の場合) 加配期間における勤務時間数の合計 ÷ 施設の就業規則等で定めた常勤職員の加配期間における勤務時間数の合計 = 常勤換算値

様式第 3 号を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市民間保育所低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度分の補助金の交付から適用する。